官

2

暴

2

暴

〇総務省告示第三百七十四号

機器に表示する文字を定める件)の一部を次のように改正する。基づき、平成十六年総務省告示第九十四号(技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成十六年総務省令第十五号)様式第七号の規定に 平成二十九年十一月八日 総務大臣 野田

の破線で囲んだ部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定 聖子

. —				
	の順に行うものとする。	号までに掲げる文字の表示は、	端末機器の表示について、	改
	する。	子の表示は、		正
		その各号列記	第一号から第三	後
			同上	,
同上				改
				正
				前

ション 株式会社コスモス・コーポレイ 認証機関 テュフズードザクタ株式会社 三 略 略 0 0 8 識別文字 $_{1}^{0}$

規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等(昭和三十八年厚生省告示(昭和三十六年政令第十一号)第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第百九十九条第一項の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の厚生労働省告示第三百三十四号 備考 表中の $\overline{}$ __ の記載は注記である

第二百七十九号)の一部を次のように改正する。規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有質 に改める。 平成二十九年十一月八日 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 。 以 下 「対象規定」という。)は、 その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう 厚生労働大臣

生物学的製剤 ブリン 脂処理人免疫グロ 医薬品 乾燥イオン交換樹 検定を受けるべき 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 悪 题 (瑟 (悪 瑟 # 改 数 並 正 $|| \sim$ (1) 内容量が液状製剤として50mLに相 暴 瑟 2 (1) 内容量が液状製剤として50mLに相 エンドトキシン試験法によるとき 当する量であるとき。 相当する量であるとき。 当する量であるとき。 相当する量であるとき 発熱試験法によるとき 内容量が液状製剤として100mLに 3 || 内容量が液状製剤として100mLに 맻 骤 後 品 9 数 生物学的製剤 ブリン 医薬品 脂処理人免疫グロ 検定を受けるべき 乾燥イオン交換樹 検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 悪 悪 (悪 悪 # 数 챛 正 2 する量であるとき する量であるとき。 エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として50mLに相当 内容量が液状製剤として50mLに相当 発熱試験法によるとき 财 骤 前 品 9 数 쁴

認証機関の識別文字 ション 認証機関 同上 同上

株式会社コスモス・コーポレイ 同上 0 0 8 識別文字

悪 愚